

消 食 基 第 206 号
令和 7 年 3 月 24 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

消費者庁食品衛生基準審査課長
(公 印 省 略)

既存添加物の販売並びに製造及び使用に係る実態調査について（周知依頼）

既存添加物については、食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律（平成 7 年法律第 101 号）附則第 2 条第 4 項に基づき作成された既存添加物名簿（平成 8 年 4 月 16 日厚生省告示第 120 号）に記載しています。

既存添加物の安全性及び品質の確保については、それぞれ、食品安全委員会が定める「添加物に関する食品健康影響評価指針」（平成 22 年 5 月食品安全委員会決定、令和 3 年 9 月最終改正）に従った確認及び成分規格の設定をこれまで行ってきましたが、特性上これらの対応が困難である等の理由で未対応の品目があります。

今般、令和 7 年 2 月 18 日に開催された食品衛生基準審議会添加物部会にて既存添加物の取扱いにかかる今後の方針について報告し、既存添加物のうち、安全性評価が完了していないもの及び成分規格が設定されていないものについて、製造や使用実態に関する情報を収集し、毒性試験や成分規格の設定が不要な場合等を検討することが了承されました。

つきましては、別添 1 に掲げる本調査の対象となる既存添加物（62 品目）について、販売並びに製造及び使用（以下「販売等」という。）に係る実態調査を行いますので、貴管内の当該既存添加物又はこれらを含む製剤若しくは食品を販売等する営業者に対し、別添 2 により製造工程や使用方法等について申出がなされるよう、別記の実施要領の写しの送付等、周知及び協力の依頼方よろしくお願いします。

本件に関しては、消費者庁のウェブサイト*及び検疫所での掲示等による周知を図っているほか、関係団体に対して、所属会員等の関係者への周知を依頼しているところですが、これらの団体に所属していない営業者が既存添加物等を販

売等している事例も多くあると考えられることから、これらの営業者に対しても周知がなされるよう十分な配慮をお願いいたします。

なお、当該既存添加物が明らかに食品の添加物として使用されるものでない場合は、申出の対象とはなりません。

また、当該既存添加物について販売等の実態に関する申出がなかった場合には、流通実態がない可能性がある品目として、今後、消除の対象とする場合があるため、幅広く情報提供をお願いします。

※ 消費者庁・食品衛生基準審査課ウェブサイト（分野別施策〔食品添加物〕）
https://www.caa.go.jp/policies/policy/standards_evaluation/food_additives

※ 連絡先：消費者庁食品衛生基準審査課添加物係
電子メール g.kijunfap@caa.go.jp

既存添加物の販売並びに製造及び使用に係る実態調査の対象品目（62品目）

既存添加物 名簿番号	名称
2	アガラーゼ
3	アクチニジン
6	アスコルビン酸オキシダーゼ
23	アルギン酸リアーゼ
25	アントシアナーゼ
28	イソマルトデキストラナーゼ
30	イヌリナーゼ
33	ウェランガム（アルカリゲネスの培養液から得られた、多糖類を主成分とするものをいう。）
40	塩水湖水低塩化ナトリウム液（塩水湖水から塩化ナトリウムを析出分離して得られた、アルカリ金属塩類及びアルカリ土類金属塩類を主成分とするものをいう。）
43	オリゴガラクチュロン酸
45	オレガノ抽出物（オレガノの葉から得られた、カルバクロール及びチモールを主成分とするものをいう。）
47	海藻灰抽出物（褐藻類の灰化物から得られた、ヨウ化カリウムを主成分とするものをいう。）
51	花こう斑岩
55	活性白土
60	カラギナン（イバラノリ、キリンサイ、ギンナンソウ、スギノリ又はツノマタの全藻から得られた、 ι -カラギナン、 κ -カラギナン及び λ -カラギナンを主成分とするものをいう。）
80	キチナーゼ
82	キトサナーゼ

84	キナ抽出物（アカキナの樹皮から得られた、キニジン、キニーネ及びシンコニンを主成分とするものをいう。）
85	キハダ抽出物（キハダの樹皮から得られた、ベルベリンを主成分とするものをいう。）
99	クリストバル石
104	β -グルコシダーゼ
111	グレープフルーツ種子抽出物（グレープフルーツの種子から得られた、脂肪酸及びフラボノイドを主成分とするものをいう。）
113	クロロフィリン
121	酵素処理ナリンジン（「ナリンジン」から得られた、 α -グルコシルナリンジンを主成分とするものをいう。）
123	酵素処理ルチン（抽出物）（「ルチン（抽出物）」から得られた、 α -グルコシルルチンを主成分とするものをいう。）
125	酵素分解カンゾウ（「カンゾウ抽出物」を酵素分解して得られた、グリチルレチン酸-3-グルクロニドを主成分とするものをいう。）
126	酵素分解リンゴ抽出物（リンゴの果実を酵素分解して得られた、カテキン類及びクロロゲン酸を主成分とするものをいう。）
137	コメヌカ酵素分解物（脱脂米ぬかから得られた、フィチン酸及びペプチドを主成分とするものをいう。）
140	サトウキビロウ（サトウキビの茎から得られた、パルミチン酸ミリシルを主成分とするものをいう。）
143	酸性ホスファターゼ
144	酸素
157	ショウガ抽出物（ショウガの根茎から得られた、ショウガオール及びジンゲロールを主成分とするものをいう。）
163	水素
165	ステビア末（ステビアの葉を粉砕して得られた、ステビオール配糖体を主成分とするものをいう。）
172	ゼオライト
173	セージ抽出物（サルビアの葉から得られた、カルノシン酸及びフェノール性ジテルペンを主成分とするものをいう。）

191	単糖・アミノ酸複合物（アミノ酸と単糖類の混合物を加熱して得られたものをいう。）
192	タンナーゼ
201	ツヤプリシン（抽出物）（ヒバの幹枝又は根から得られた、ツヤプリシン類を主成分とするものをいう。）
209	銅
212	動物性ステロール（魚油又は「ラノリン」から得られた、コレステロールを主成分とするものをいう。）
223	トレハロースホスホリラーゼ
228	ナリンジナーゼ
237	白金
241	パラジウム
246	微小繊維状セルロース（パルプ又は綿を微小繊維状にして得られた、セルロースを主成分とするものをいう。）
264	ブラジルカンゾウ抽出物（ブラジルカンゾウの根から得られた、ペリアンドリンを主成分とするものをいう。）
265	フルクトシルトランスフェラーゼ
275	粉末モミガラ（イネのもみ殻から得られた、セルロースを主成分とするものをいう。）
280	ペクチン分解物（「ペクチン」から得られた、ガラクチュロン酸を主成分とするものをいう。）
309	マルトースホスホリラーゼ
310	マルトトリオヒドロラーゼ
311	未焼成カルシウム（貝殻、真珠の真珠層、造礁サンゴ、骨又は卵殻を乾燥して得られた、カルシウム塩を主成分とするものをいう。）
321	メラロイカ精油（メラロイカの葉から得られた、精油を主成分とするものをいう。）
322	モウソウチク乾留物（モウソウチクの茎を乾留して得られたものをいう。）

324	木材チップ（ハシバミ又はブナの幹枝を粉砕して得られたものをいう。）
327	木灰（竹材又は木材を灰化して得られたものをいう。）
328	木灰抽出物（「木灰」から抽出して得られたものをいう。）
338	Ｌ-ラムノース
343	リポキシゲナーゼ
346	リクターセルロース（ワタの単毛から得られた、セルロースを主成分とするものをいう。）
349	ルテニウム

既存添加物の販売並びに製造及び使用に係る実態調査の申出書

消費者庁食品衛生基準審査課長 殿
使用実態等調査の対象である既存添加物を現に以下の通り製造・使用・販売・輸入しているため報告します。

第 1 申出を行う既存添加物に関する情報

項目	記載欄
①既存添加物名簿番号及び名称 ドロップダウン リストから該当するものを選択ください。	

第 2 申出者に関する情報

項目	記載欄
①申出日 ※西暦で入力（例：2025/4/1）	
②申出を行う企業等の住所	
③申出を行う企業等の名称	
④担当者連絡先	
所属	
氏名	
電話番号	
FAX番号	
E-mail	
⑤申出を行う企業の関与状況	

第 3 申出する既存添加物に関する情報

項目	記載欄
①添加物の商品名	
②添加物の販売数量 （直近 3 年間の販売の年間平均重量又は数量）	
③添加物の製造工程 ※別紙可	
④添加物の試験成績書の有無	

第 4 申出する既存添加物を使用した食品に関する情報

項目	記載欄
①食品への使用目的・使用形態 （例：保存料、濾過助剤）	
②使用対象食品種別 （例：清涼飲料水、焼き菓子）	
③食品商品名及び製造又は輸入事業者名 （直近 3 年間）	
④食品への使用量（例：100mg/L） ※補足情報となる資料があれば併せて提出	
⑤最終食品での添加物残存量 （例：食品1kgあたり0.01g等）	
⑥その他使用方法に関する特記事項	

コメント等あればご記入ください

(別記)

既存添加物の販売並びに製造及び使用に係る実態調査実施要領

1. 調査対象

既存添加物のうち、安全性評価が完了していないもの及び成分規格（日本食品添加物協会の自主規格含む。）が存在しない62品目（以下「既存添加物」という。別添1参照）。

なお、今回の調査は、器具又は容器包装の原材料として用いられているものについては対象としないので申出しないこと。

2. 申出を行う者

原則として、既存添加物の販売並びに製造及び使用（以下「販売等」という。）を行う事業者又は既存添加物を使用した食品の販売等を行う事業者から申し出ること。ただし、既存添加物の製造又は販売を行う事業者が自らの製造受託元又は販売先の事業者等に対し情報収集を行い、申出する場合においてはこの限りではない。

3. 申出の方法等

（1）調査対象の品目を販売等していない旨の報告は不要である。

（2）調査対象品目につき添加物としての販売等の実態がある場合には、令和7年5月31日までに以下の登録フォームにて必要事項を記入すること。

登録フォーム：https://contact.caa.go.jp/standards_evaluation/webform-012.html

なお、登録フォームによる申出ができない環境下にある場合には、別添2の様式を以下のウェブサイトからダウンロードし、必要事項を記載の上、関連する書類と共に以下の連絡先に電子メールに添付して送付することも可能である。

ウェブサイト：https://www.caa.go.jp/policies/policy/standards_evaluation/food_additives/common_knowledge_003/

連絡先：消費者庁食品衛生基準審査課添加物係

電子メール g.kijunfap@caa.go.jp

- ① 電子メールにて申出を行う場合、別添2は、必要事項を記載の上、マイクロソフトExcelファイルの形式で送付すること。また、記載欄の追加・削除は行わないこと。

- ② ①に関連する書類等を添付する場合は、該当する書類をPDF形式で別添 2 と併せて送付すること。

4. 申出書等の記載時の留意点等

- (1) 別添 2 第 1 に以下の情報を記載すること。

- ① 既存添加物名簿番号及び名称

ドロップダウンリストから該当するものを選択すること。

- (2) 別添 2 第 2 に以下の情報を記載すること。

- ① 申出日

- ② 申出を行う企業等の住所

- ③ 申出を行う企業等の名称

- ④ 担当者連絡先

所属、氏名、電話番号、FAX番号及びE-mailをそれぞれの記載欄に入力すること。

- ⑤ 申出を行う企業の関与状況

ドロップダウンリストから「既存添加物を製造している」、「既存添加物を販売している」、「既存添加物を製造及び販売している」、「既存添加物を使用した食品を製造している」、「既存添加物を使用した食品を販売している」又は「既存添加物を使用した食品を製造及び販売している」のいずれかを選択すること。

- (3) 別添 2 第 3 に、申出する既存添加物に関して以下の情報を記載すること。

- ① 添加物の商品名

既存添加物の商品名を記載すること。

- ② 添加物の販売数量

直近 3 年間の既存添加物の販売の年間平均重量又は数量を記載すること。

- ③ 添加物の製造工程

既存添加物を製造している場合は、既存添加物の製造工程について記載すること。成分規格が設定されている品目で、製造工程に企業機密等を含むことにより情報提供が困難である場合にはその理由を記載すること。必要に応じて消費者庁食品衛生基準審査課から問い合わせる可能性がある。

また、製造方法に関する補足情報となる資料があれば、申出書と併せて添付すること。

- ④ 添加物の試験成績書の有無

ドロップダウンリストから「あり」又は「なし」のいずれかを選択すること。また、「あり」を選択した場合は、その書類を併せて提出すること。

(4) 別添2第4に、申出する既存添加物を使用した食品に関して以下の情報を記載すること。

① 食品への使用目的

食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)別表第6、別表第7を参考に、既存添加物を食品に使用する使用目的を記載すること。(例:保存料、濾過助剤等)

② 使用対象食品種別

既存添加物を使用している製品の食品種別を記載すること(例えば、「清涼飲料水」「焼き菓子」等)。複数の食品に使用している場合、各製品の種別を同一欄に複数列举して差し支えない。

③ 食品商品名及び製造又は輸入事業者名

直近3年間の既存添加物を使用している製品の商品名及び製品を製造又は輸入する者の名称を記載すること。

④ 食品への使用量・使用方法

既存添加物を使用する際の使用量又は濃度等を記載すること。(例えば、液体の食品1Lあたり添加物100mgを使用する場合は、「100mg/L」等)

また、使用量や使用方法に関する補足情報となる資料があれば、申出書と併せて添付すること。

⑤ 最終食品での添加物残存量

既存添加物を使用する際の残存量等を記載すること。(例えば、食品1kgあたり0.01g残存する場合は、「0.01g/kg」等)

⑥ その他使用方法に関する特記事項

①～⑤に該当しない事項であるが、使用方法等に鑑み食品の安全性に与える影響が極めて限定的であると考えられる場合には、本欄に記載すること。酵素において、失活方法等を規定している場合には、本欄に記載すること。

(5) 以下の情報を添付すること。

申出を行う既存添加物が、現に販売等されていることを証明する書類として、例えば、販売開始当初から現在までの販売等実態に関する資料の写し、販売数量の記載のある納品伝票の写し、原材料表示内容の記載がある原材料表示包材の写し等を添付して提出すること。ただし、既存添加物を複数の会社に販売している場合等は、代表となる一例のみを記載することで差し支えない。

5. その他

既存添加物について、今後、安全性確認等が必要となる検体(原体又は製剤)の提供を依頼することがあるので、その際は協力をお願いします。